

栃木県子ども総合科学館ネーミングライツパートナー募集要項

1 目的

県有施設を活用した広告事業により、新たな自主財源を確保することで、施設の安定した運営基盤の確立を図るとともに、施設の県民サービス向上等に資するため、ネーミングライツパートナーを募集します。

2 ネーミングライツの対象施設

- (1) 対象 栃木県子ども総合科学館
- (2) 所在地 宇都宮市西川田町567

3 施設概要

設置年月	昭和63(1988)年5月
敷地面積	167,585.42㎡
延床面積	10,000.44㎡
建築構造	地上2階建て（屋上に天文台設置）・鉄骨鉄筋コンクリート造
設置目的	科学及び科学技術の普及啓発施設としての機能と、健全な遊びを通して心身ともに健全なこどもの育成を図るための児童厚生施設としての機能を併せ持つ施設として設置（栃木県子ども総合科学館条例）。
年間来場者数	【令和5（2023）年度】※大規模改修による休館期間を含む 全体（屋外無料部分を含む。）440,104人 うち展示場 123,124人 うちプラネタリウム 45,224人 【令和4（2022）年度】※直近で年間通じて開館した年度 全体（同上）500,622人 うち展示場 129,110人 うちプラネタリウム 45,578人 【令和3（2021）年度】※新型コロナウイルス感染症の影響あり 全体（同上）400,600人 うち展示場 85,623人 うちプラネタリウム 27,669人
年間稼働日数	令和4（2022）年度 293日 ※直近で年間通じて開館した年度
施設管理者	指定管理者（（公財）とちぎ未来づくり財団）
施設概要 ※改修後	【屋内】 展示場 : 7ゾーン（宇宙・地球・生命・暮らし・環境・ベーシック・キッズ）に約160点の展示品を展示（予定） 企画展示室 : 企画展（年2回）等を実施 多目的ホール : 団体向けのサイエンスショーや各種企画展、講演会等を実施 学習室1～3 : 各種教室、研修会等を実施 天文台 : 750mm反射望遠鏡等を設置 プラネタリウム : ドーム直径20m、座席数約180席（予定） 【屋外】

	乗り物広場 : ミニ機関車、変わり種自転車の利用 冒険広場 : 大型複合遊具を設置 遊びの広場 : 各種遊具等 催し広場 : ロケット「とちぎ未来号」 風の広場 : 見晴らしの丘、自然観察室等 駐車場第1～第3 : 乗用車652台、大型車20台（予定） その他 : ビッグパラソル、第2ビッグパラソル、複合遊具（新設）、日本列島ゾーン、コスモブリッジ
--	---

4 応募条件

(1) 応募資格

法人又は法人により構成されたグループとします。

なお、栃木県広告掲載要綱及び栃木県広告掲載基準に規定する規制業種等に該当する者は、応募できません。

【参考】

栃木県広告掲載要綱（抜粋）	
（広告の範囲）	
第3条 次の各号のいずれかに該当する場合には、広告を掲載しないものとする。	
(1)	法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
(2)	公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
(3)	政治又は宗教に関するもの又はそのおそれのあるもの
(4)	社会問題についての主義主張
(5)	誇大表示、不当表示など表現方法が不適切であると認められるもの又はそのおそれのあるもの
(6)	美観風致を害するおそれのあるもの
(7)	個人の名刺広告
(8)	その他広告媒体に掲載する広告として知事が不適当と認めるもの
2 前項に定めるもののほか、広告媒体への掲載基準は別に定める。	

栃木県広告掲載基準（抜粋）	
（規制業種又は事業者）	
第4条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。	
(1)	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）で、風俗営業と規定される業種
(2)	風俗営業類似の業種
(3)	消費者金融
(4)	たばこ
(5)	ギャンブルに係るもの（当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第4条第1項に基づく当せん金付証票及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）第8条に基づくスポーツ振興投票券に係るものを除く。）
(6)	法律の定めのない医療類似行為を行う事業者

- (7) 各種法令に違反しているもの
- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (9) 県税に滞納があるもの
- (10) 栃木県の入札参加資格において指名停止措置を受けているもの又は指名停止に該当する行為を行ったもの
- (11) その他前各号以外で、社会問題を起こしている業種や事業者

(2) 募集価格（ネーミングライツ料）

年額1,000万円以上（消費税及び地方消費税を含む。）

※県の希望する販売価格であり、希望価格未満の申込みも可能です。

御提案いただいた価格や契約期間をはじめとする審査項目を総合的に勘案し、パートナー企業を決定します。

また、提案募集制度として金銭以外にも役務の提供等を対価としてネーミングライツの導入が可能な方法もあります。

栃木県ホームページ：県有施設へのネーミングライツ導入について（提案募集制度）

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/b03/pref/gyoukaku/tochigigyokaku/1183960145051.html>

(3) 愛称の使用期間

5年以上10年以下

- ・期間は1年単位で提案可能です。

(4) 愛称の条件

ア 県民に親しまれ、施設の設置目的にふさわしい愛称としてください。

イ 愛称の一部に「子ども（こども・チャイルド・チルドレンも可）」及び「科学（かがく・サイエンスも可）」を使用してください。

（例）「〇〇〇〇子ども科学館」

ウ 混乱を招かないような愛称にしてください。

エ 施設の愛称に対する命名であるため、施設の正式名称を定めている県条例の改正は行いません。

オ 施設を利用する方の混乱を避けるため、契約期間中の愛称変更は原則としてできません。また、愛称が定着するまで（おおむね1年を予定しています。）、県条例上の正式名称を併記する場合があります。

カ 規約等により、愛称の使用が制限されるイベント等の開催期間においては、イベント主催者等からの要請を受けて、愛称を使用できない場合があります。

(5) 愛称の使用開始日

令和7（2025）年10月1日（予定）

※愛称の周知を目的とした使用の場合、上記の使用開始日前に愛称を使用することができます。

(6) その他

ア 県は、下記15のとおり、愛称の積極的な使用に努めますが、一部の展示やプラネタリウム番組等においては、正式名称もしくはその略称（「科学館」等）を使用する場合がありますので、御了承ください。

イ 掲示スペースの制約上、看板等に愛称が入りきらない場合などについては、記載内容等を調整させていただくことがあります。

5 パートナー特典

ネーミングライツパートナーには、施設に愛称を付与する権利のほか、下記のような特典を付与します。

なお、その内容等については、施設の設置目的や施設の関係法令等の規定等を踏まえ、県や関係機関と別途協議の上、決定します。

- ・施設看板や案内表示板等の設置、変更
- ・パンフレット（施設やイベントの案内）やホームページ等の表示変更
- ・館内ラウンジのデジタルサイネージによる企業紹介
- ・その他付帯する特典

（例）施設ホームページへのバナー広告の掲載

施設内への企業紹介スペースの設置

イベント時等における施設の設置趣旨に基づいた連携 等

その他、パートナー特典としての御要望があれば「栃木県子ども総合科学館ネーミングライツパートナー申込書」の「施設の魅力向上や地域活性化につながる提案」欄に記載してください。

ただし、内容によっては御希望に添えない場合があります。

また、費用負担を伴うものについては、ネーミングライツ料とは別に御負担いただきます。

6 愛称導入に伴う費用負担等

区分	県	パートナー企業
施設敷地内の看板表示の変更（施設看板や施設の案内表示板等）		○
道路標識、パンフレット等の印刷物、ホームページ等の表示変更	○	

※新規に施設看板を設置する場合は、県や関係機関との協議を経て、変更可能な箇所について行います。

※パートナー企業には、看板表示の設置、変更、維持管理、撤去等（契約期間終了後の原状回復を含む。）について別途御負担いただきます。

7 応募方法

「栃木県子ども総合科学館ネーミングライツパートナー申込書」に必要事項を御記入いただき、必要書類とともに栃木県電子申請システム（郵送又は持参も可。）によりお申し込みください。

なお、栃木県電子申請システムにより提出できない書類は郵送又は持参により御提出ください。

(1) 栃木県電子申請システムの場合

以下のURLから応募してください。

https://apply.e-tumo.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=7810

- ・電子申請システムのメンテナンス中は、申込・申込内容照会・納付等の各種お手続きができません。メンテナンス終了後にお手続きください。
- ・電子申請が正しく受理された場合、受理完了メールが届きますので大切に保管してください。

(2) 郵送又は持参の場合

栃木県生活文化スポーツ部 県民協働推進課 青少年応援担当 宛て

〒320-8501（※郵送の場合、住所の記載は不要です。）

栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号（栃木県庁本館7階）

8 応募期間

令和7（2025）年3月26日（水）から

令和7（2025）年5月7日（水）午後5時まで

※直接御提出いただく場合は、応募期間のうち、土・日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までに御持参ください。

※郵送の場合は5月7日（水）必着で御提出ください。

9 提出書類 【提出部数：各1部】

- (1) 栃木県子ども総合科学館ネーミングライツパートナー申込書
- (2) 地域貢献等の実績及び今後の計画（任意様式）
- (3) 直近3か年の決算報告書
- (4) 法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書）
- (5) 直近1年分の納税証明書（都道府県税事務所発行分）
 - ・県内に事業所がある場合：栃木県の全税目の納税証明書
 - ・県内に事業所がない場合：本店所在地の都道府県の法人事業税の納税証明書
- (6) 会社概要（PRパンフレット等）
- (7) 法令に違反していないことの申立書

10 優先候補者の選定方法

(1) 選定委員会の設置

ネーミングライツパートナー選定委員会を設置し、優先候補者（※）を選定します。

（※）優先候補者：応募者のうち、ネーミングライツパートナーとして最も適しているとして、県が他の応募者に優先して契約の締結に係る協議をする者

(2) 選定基準等

選定委員会において、愛称案、価格、期間、地域貢献の実績、応募企業の状況（応募資格を満たしているか、経営は健全か、応募動機は適切か等）、施設の魅力向上や地域活性化につながる提案、その他審査において必要な事項等を総合的に判断し、パートナー企業の優先候補者の選定と候補者の順位付けを行います。

なお、応募者が1者のみの場合でも、選定委員会においてパートナーとしてふさわしいかどうか審査し優先候補者を選定します。選定基準に満たない場合等は、優先候補者を選定しないことがあります。

11 ネーミングライツパートナーの決定、公表

県は、優先候補者との協議を経て、ネーミングライツパートナーを決定し、法人名、施設の愛称、ネーミングライツ料、愛称の使用期間について公表します。

ネーミングライツパートナーの決定の結果については、応募者に文書によりお知らせしますが、ネーミングライツパートナーに選ばれなかった応募者の法人名等は公表しません。

12 ネーミングライツパートナーの決定取消し

応募資格に該当しなくなった場合や違法行為により社会的信用が失墜したと認められた場合等、ネーミングライツパートナーとしてふさわしくないと県が判断した場合は、ネーミングライツパートナーの決定を取り消すことがあります。

13 契約の締結

県とネーミングライツパートナーとの間でネーミングライツに関する契約を締結します。

なお、契約を締結したネーミングライツパートナーは、契約期間終了前に、原則として当初の条件（金額・年数）と同条件以上であることを要件として、契約更新の申し出ができます。その際、応募時の提出書類に準じた書類の提出を求めることがあります。

14 愛称の普及

県は、各種印刷物やホームページ等の広報媒体において、愛称を積極的に使用します。また、関係機関に愛称の使用、周知を働きかけます。

15 その他

本要項に規定するネーミングライツに類するもので、本要項により難いと判断されるものについての取扱い、別に定めることとします。

16 お問い合わせ先

栃木県生活文化スポーツ部 県民協働推進課 青少年応援担当

T E L : 028-623-3075

E-mail : seishonen@pref.tochigi.lg.jp